

# 次世代住宅ポイント制度ってなに？

次世代住宅ポイント制度とは、一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を満たす住宅や家事負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームをされた方に対し、さまざまな商品と交換できるポイントを発行する制度です。

つまり！

**リフォームでポイントがもらえます！**  
**そのポイントを様々な商品に交換できます！**



要件は？

- 所有者等が施工者に発注（工事請負契約）して実施するリフォームであること
- 2020年3月末までに契約・着工し、2019年10月1日以降に引き渡しを受けること
- ※消費税率10%での契約
- ※申請ポイント数 **20,000ポイント以上**
- ※締め切りは予算の執行状況に応じて別途公表

申請できるポイントの上限は申請タイプによって異なります。裏面のフローチャートよりご確認ください。



対象のリフォームとポイント数は？

## ①開口部(窓・ドア)の断熱改修

### 1 ガラス交換

既存窓を利用してガラスを複層ガラスに交換

大	1.4㎡以上	7,000	ポイント/枚
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	5,000	ポイント/枚
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	2,000	ポイント/枚

### 2 内窓設置

既存窓の内側に、新たな窓を設置

大	2.8㎡以上	20,000	ポイント/箇所
中	1.6㎡以上 2.8㎡未満	15,000	ポイント/箇所
小	0.2㎡以上 1.6㎡未満	13,000	ポイント/箇所

### 3 外窓交換

既存窓を取り除き、新たな窓に交換

大	2.8㎡以上	20,000	ポイント/箇所
中	1.6㎡以上 2.8㎡未満	15,000	ポイント/箇所
小	0.2㎡以上 1.6㎡未満	13,000	ポイント/箇所

### 4 ドア交換

既存ドアを取り除き、新たなドアに交換

大	開戸: 1.8㎡以上 引戸: 3.0㎡以上	28,000	ポイント/箇所
小	開戸: 1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸: 1.0㎡以上 3.0㎡未満	24,000	ポイント/箇所

## ②外壁、屋根・天井

### または床の断熱改修

※カッコ内は、部分断熱の場合の発行ポイント数

- 外壁 **100,000** ポイント/戸 (50,000 ポイント/戸)
- 屋根・天井 **32,000** ポイント/戸 (16,000 ポイント/戸)
- 床 **60,000** ポイント/戸 (30,000 ポイント/戸)

## ④耐震改修

- 対象となる耐震改修工事 **150,000** ポイント/戸
- ※旧耐震基準の住宅を現行の耐震基準に適合させる工事が対象

## ③エコ住宅設備の設置

※設置台数によらず、設置を行った設備の種類に応じたポイントの合計

1. 高断熱浴槽 **24,000** ポイント/戸
2. 節水型トイレ **16,000** ポイント/戸
3. 節湯水栓 **4,000** ポイント/戸
4. 太陽熱利用システム **24,000** ポイント/戸
5. 高効率給湯機 **24,000** ポイント/戸

## ⑤バリアフリー改修

※箇所数によらず、改修を行った対象工事の種類に応じたポイントの合計

- 手すりの設置 **5,000** ポイント/戸
- 段差解消 **6,000** ポイント/戸
- 廊下幅等の拡張 **28,000** ポイント/戸
- ホームエレベーターの新設 **150,000** ポイント/戸
- 衝撃緩和畳の設置 **17,000** ポイント/戸

## ⑥家事負担軽減に資する設備の設置

※設置台数によらず、設置を行った設備の種類に応じたポイントの合計

1. 宅配ボックス **10,000** ポイント/戸  
※共用の場合は1ボックスにつき **10,000** ポイント
2. ビルトイン自動調理対応コンロ **12,000** ポイント/戸
3. 掃除しやすいトイレ **18,000** ポイント/戸
4. 浴室乾燥機 **18,000** ポイント/戸
5. 掃除しやすいレンジフード **9,000** ポイント/戸
6. ビルトイン食洗機 **18,000** ポイント/戸

## ⑦リフォーム瑕疵保険への加入

- リフォーム瑕疵保険または大規模修繕工事瑕疵保険への加入に対し **7,000** ポイント/1 契約

## ⑧インスペクションの実施

- 対象となるインスペクションに対し **7,000** ポイント/戸

## ⑨若者・子育て世帯が既存住宅を購入して行うリフォーム

- ※①～⑥以外も含む 100万円以上のリフォーム **100,000** ポイント/戸

## ⑩既存住宅購入加算

自ら居住することを目的に既存住宅を購入しポイント発行対象となるリフォーム工事を行う場合※1各リフォーム工事※2のポイント数の**2倍**のポイント数を発行します。

※1: 売買契約締結後3ヶ月以内にリフォーム工事の請け負う契約を締結する場合に限る  
 ※2: 上記⑨の「若者・子育て世帯が既存住宅を購入して行う一定規模以上のリフォーム」を除く



### ポイントの利用方法は？

事務局に登録されている様々な商品と交換可能です！

※1ポイント=1円相当の商品

※工事の値引きや商品券への交換、現金化は不可

申請後に届くポイント通知書(ハガキ)を使用して申込みか、インターネットより申込みが可能です。

☆交換商品の検索☆

次世代住宅ポイント 交換商品

検索



### 申請方法は？

工事完了後に下記書類をまとめて申請します。

申請は窓屋におまかせ！

※手数料を3,000円(税別)頂戴いたします

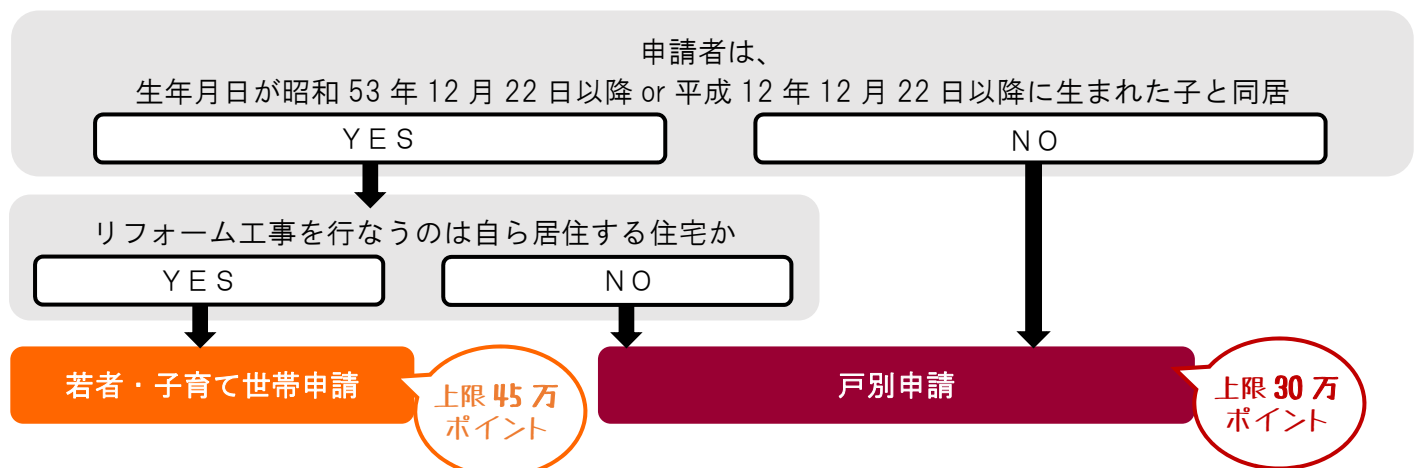


### 申請に必要な書類は？

申請書類①	ポイント発行申請書 ※申請者の生年月日の記入が必要
申請書類②	工事請負契約書 ※発注者名(申請者)および押印が確認できること
申請書類③	リフォーム工事証明書
申請書類④	<b>申請者の本人確認書類</b> 住民票の写し・マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・健康保険証または後期高齢者医療被保険者証いずれかのコピー  ※若者世帯・子育て世帯での申請の場合、本人確認書類は必ず住民票の写しをご準備ください。 ●若者世帯・・・申請者本人の住民票の写し(発行日が申請時点から3か月以内のもの) ●子育て世帯・・・世帯全員分の住民票の写し(発行日が申請時点から3か月以内のもの) 住民票についてはマイナンバーが記載されていないこと
申請書類⑤	性能証明書
申請書類⑥	対象製品証明書・納品書
申請書類⑦	工事前後の工事写真

※赤文字の書類がお客様ご自身でご準備頂くものです。

## 申請タイプフローチャート



※共同住宅棟の棟全体での申請となる場合や、税込1,000万円以上の工事となる場合はこの通りではありません。

※若者・子育て世帯でも、上限30万ポイントに達しない場合は戸別申請として申請可能です。

(戸別申請ですと、本人確認書類が運転免許証や健康保険証等のコピーで良いのでご準備が簡単です。)



お問い合わせは窓屋まで

086-241-6251

窓のお悩み相談所 窓屋(株式会社せのお)

〒700-0965 岡山市北区西長瀬 1203-1

営業時間 AM9:00~PM5:30

定休日 隔週土曜・日曜・祝日

窓屋

検索